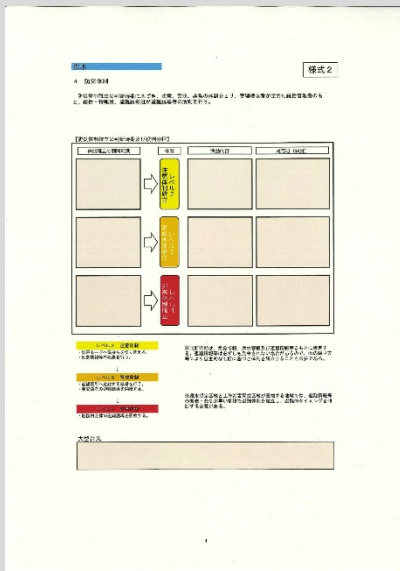
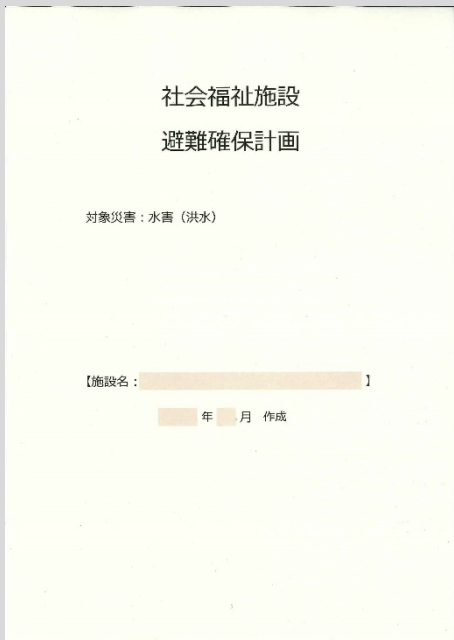




3 避難確保計画の作成方法

本日の説明は資料1（様式編）および資料2（事例集）に沿って説明します。
（実際の作成は加美町の避難確保計画ひな形に則って作成して下さい）

【資料1】
要配慮者利用施設における避難確保計
画作成の手引き（様式編）



【資料2】
要配慮者利用施設における避難に関する
計画作成の事例集（水害・土砂災害）



国土交通省ホームページ
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

避難確保計画の記載内容

以下の内容は市町村に提出する必要があります！

1 計画の目的

①計画の目的等を記載

2 計画の報告

②計画を作成したことを町へ報告する文面を記載

3 計画の適用範囲

③計画が対象とする範囲（施設の体制、職員・利用者の人数）を記載

4 防災体制

④施設職員の役割分担、体制確立の判断時期等を記載

5 情報収集及び伝達

⑤主な情報の収集方法、伝達方法を記載

6 避難誘導

⑥避難の判断

7 避難確保を図るための施設の整備

作成のポイント

- ・災害時の体制を決めておく
- ・避難に必要な情報の収集方法を知る
- ・避難ルートを決めておく
- ・避難ルートにおけるリスクを把握する

8 防災教育及び訓練の実施

9 自衛水防組織の業務に関する事項
(自衛水防組織を設置している場合)

⑦平常時からの対策、避難に必要な備蓄資器材等を記載

⑧防災教育及び訓練実施、開催時期等を記載

事例集p13

第1章 総則

第1節 計画の目的、運用範囲

(目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

第2節 水防管理者の業務及び権限

(水防管理者)

第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。

2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。

(水防管理者の権限及び業務)

第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 自衛水防組織の設置
- (2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
- (3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
- (4) 日頃から気象情報の収集に努める
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
- (6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
- (9) 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (12) 管理権原者に対する助言及び報告
- (13) 水害防止対策の推進
- (14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

①計画の目的を記載

事例集p14

②計画を作成したことを〇〇市町村へ報告する文面を追記

(市への報告等)

第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市（消防防災課）との連携を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 洪水時の避難確保計画の提出
- (2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 水防用設備の点検及び水害予防上必要な検査の指導要請
- (4) 水防用設備の点検結果の報告
- (5) 教育訓練の指導要請
- (6) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項

(施設の遵守事項)

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
- (2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

(↑様式に記載はないので任意記入)

③計画の適用範囲を追記

第3節 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は使用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

③施設の人数を追記

		人 数	
		屋間・夜間	休日
利用者	施設職員	利用者	施設職員
屋間	屋間	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
9名	4名		
夜間	夜間		
9名	2名		

防災体制

○注意体制・警戒体制・非常体制の3つの防災体制をつくるために、どのような防災情報をもとに（いつ）、誰が（対応要員）、どのような活動内容を行うかについて決定する。

①判断基準となる河川名・観測所・雨量局を把握

様式P18

②防災体制の対応要員を決定

管理権限者 (施設長) (代行者 事務長)	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (管理職員) 班員 () 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
要員	担当者	役割
	班長 (管理職員)	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施

様式P4

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意発表 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫注意情報発表	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警戒発表 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫警戒情報発表	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫危険情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導要員)

③気象情報・水位情報等による判断基準と避難開始の基準を決定

④対応要員・活動内容を決定

作成のポイント

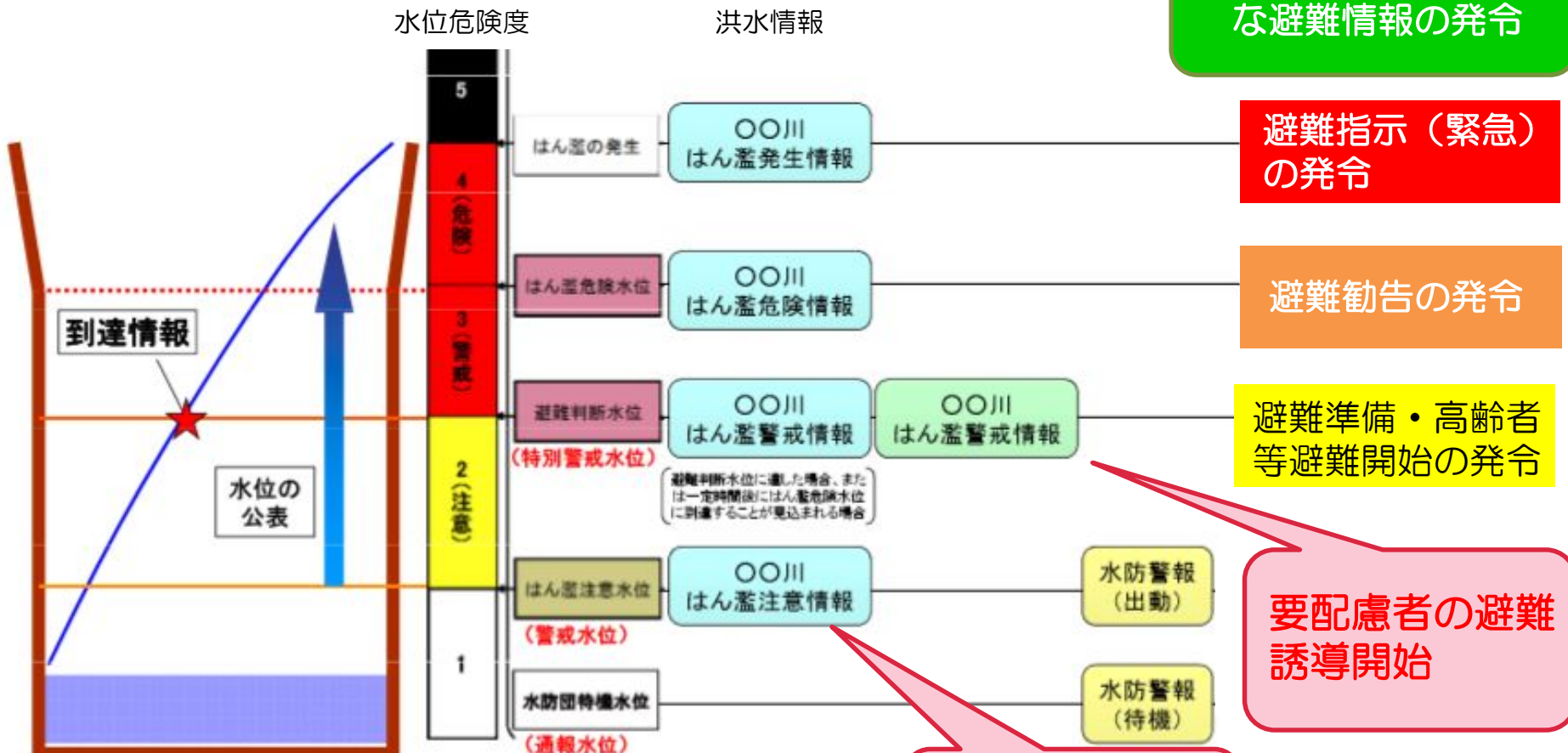
- ・防災体制（注意体制・警戒体制・非常体制）に入るタイミングを決める。
- ・いつ避難すればよいかを決める。

作成の手順

- ①防災体制確立の判断基準となる河川・観測所・雨量局を把握する。
- ②防災体制の対応要員を決定する。
- ③河川の水位情報や大雨警報等の気象情報を基に防災体制に入る判断基準を決める。
→避難判断水位・氾濫危険水位・大雨情報等を確認
→「避難準備・高齢者避難開始」が発令されたら避難開始
- ④各防災体制の活動内容・対応要員を決める。

河川水位について

○河川には、水位が上がりやすい川と水位の上昇がゆるやかな川があることから、河川の特성에応じて避難のタイミングを検討する必要があります。



市町村による一般的な避難情報の発令

避難指示 (緊急)の発令

避難勧告の発令

避難準備・高齢者等避難開始の発令

要配慮者の避難誘導開始

要配慮者の避難誘導開始

↑ 氾濫到達時間が長い河川の場合

氾濫到達時間が短い河川の場合

出典:国土交通省HP
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/pdf/yohousyuutikasen.pdf>

情報収集・伝達

○防災体制確立の判断を行うために、水位情報の他に収集する気象情報や避難情報、収集方法、施設内の情報伝達方法を決定する。

様式P10

収集する情報	情報の例示	収集方法（例）
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（AM000）
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

作成のポイント

- ・防災体制の確立に必要な情報（河川水位、気象、避難情報等）の収集方法を把握する。
- ・誰に、どうやって伝達するかを決める。

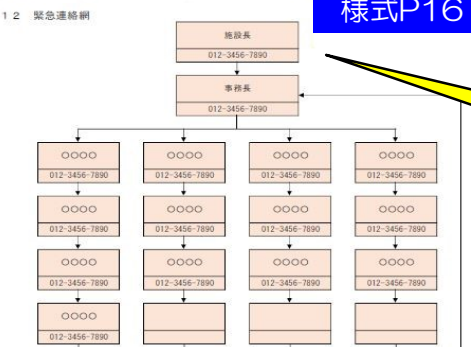
作成の手順

- ①防災情報の収集先を把握する。
- ②施設内の防災情報の伝達方法を決定する。
- ③緊急連絡網、外部機関への緊急連絡先一覧表を作成した上で、情報伝達経路を作成する。

(2) 情報伝達
「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「A会（避難場所）」へ避難する。利用者引き渡しは「A会（避難場所）」において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	012-3456-7890	
市町村（福祉担当）	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	



既存の名簿を活用してもOK

1 避難のきっかけとなる情報

- 共通：大雨警報・洪水警報、雨量、避難勧告
消防団・水防団・近隣の方からの情報、周囲の異常等
- 洪水：河川水位
- 土砂災害：土砂災害警戒情報

2 計画作成時の留意点

- 避難勧告発令時には既に避難ルートが冠水・土砂災害等で避難できない事例あり
→警戒レベルが低いうちから早めの伝達・避難行動開始
- 計画の避難場所に避難できない場合に備える
→最寄りの安全な場所（一時避難場所）を事前に把握
状況により2階以上への垂直避難も検討

防災情報はどこにあるのか（情報コンテンツ）

国・県では、防災に関する様々な情報を発信しています。

気象庁ホームページ（雨・風・土砂災害等）

<http://www.jma.go.jp/jp/yoho/>

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

川の防災情報

（パソコン版） <https://www.river.go.jp/e>

（スマホ版） <https://www.river.go.jp/s>

川の水位情報 <https://k.river.go.jp/>

宮城県河川流域情報システム（雨・水位・ダム）

（パソコン版）

<https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/>

（スマホ版） https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi_sp/

宮城県砂防総合情報システム（土砂災害）

www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/

NHKデータ放送

- 災害時の避難や、事前の防災対策に役立つ情報を公開。
- 全国の防災情報を1つの地図上で重ねて閲覧可能に。

大雨が降ったとき

- ・どこが浸水するおそれがあるか？
- ・どこで土砂災害の危険があるのか？
- ・どこの道路が通行止めになりやすいのか？



地震のとき

- ・どこが揺れやすいのか？
- ・活断層はどこにあるのか？
- ・大規模な盛土造成地はどこなのか？

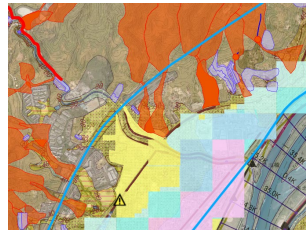


重ねるハザードマップ

様々な防災に役立つ情報を、全国どこでも1つの地図上で重ねて閲覧できます。



1つの地図に重ね合わせて閲覧



わがまちハザードマップ

全国の市町村のハザードマップを閲覧することができます。



東京都千代田区洪水ハザードマップ



藤沢市津波ハザードマップ

このような防災に関する様々な情報が分かるので、避難計画・防災対策に役立ちます。



国土交通省ハザードマップポータルサイト

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

ハザードマップ

検索

情報収集手段：「川の防災情報」について

川の防災情報は、全国の国・県で管理している河川やダムの情報に加え、レーダー雨量について提供するシステムです。
現在は、パソコン版、スマホ版の2種類で全国の河川に関する情報を配信しています。

国土交通省 川の防災情報

国概況

情報の見方 水位雨量 カメラ レーダー雨量 ダム 水質 河川の観測所 お知らせ Q&A リンク 操作方法 サイトマップ 水防関係

↓ 試行版気象情報・河川情報ポータルページはこちら

“気象”×“河川” 情報マルチモニタ (QRコードを拡大する)

■ 河川の水位と雨量の状況、浸水想定区域図

地域を選択してください

北海道	東北	関東	北陸
中部	近畿	中国	四国
九州	沖縄	全国	

市町村名・都道府県名から探す 検索

郵便番号・市外局番から探す 郵便番号 市外局番

■ 大雨が降っている、または、河川の水位が高い観測所

地上雨量が 60分 30mm以上 河川の水位が はん濫注意水位以上

■ 河川の洪水予報の発表地方

- はん濫発生
- はん濫危険水位
- 避難判断水位
- はん濫注意水位

300 km

(C) 日本気象協会

このリンクボタンからスマホ版サイトをご覧ください。 (QRコードを拡大する)

Disaster Information for River English (trial version) has been released. Please visit the following URL. <https://www.river.go.jp/e/> (Enlarge QR code)

このリンクボタンから危機管理型水位計サイトをご覧ください。 (QRコードを拡大する)

北海道 留萌川、東北 赤川、関東 荒川、北陸 小矢部川、中部 鈴鹿川、近畿 由良川、中国 高梁川、四国 鮎川、九州 山国川、九州 川内川

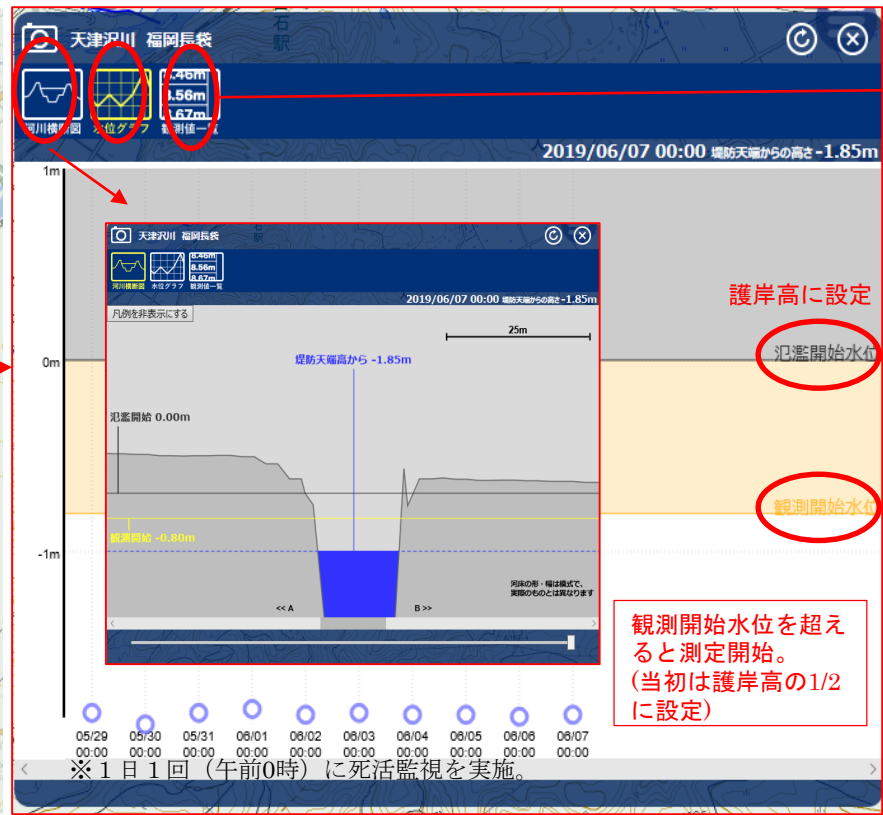
この操作により、河川・雨量・ダムに関する水位や現地の映像の取得が行えます。

その他のコンテンツに関するリンクも用意されています。

全国の地域の情報を選択することが出来ます。

情報収集手段：「川の水位情報」について

- 洪水時における河川水位等の現地把握が困難であり、水位把握の必要性の高い中小河川において、近隣住民の避難を支援することを目的とした**危機管理型水位計**を設置し、運用を開始しました。
- 危機管理型水位計は水位上昇時に観測を開始し、インターネットのサイト「**川の水位情報**」 (<https://k.river.go.jp/>) から閲覧が可能です。（「宮城県河川流域情報システム」(MIRAI) のリンク先からも閲覧可能）



観測日	時刻	堤防までの高さ
2019/06/07	00:00	-1.85m
2019/06/06	00:00	-1.86m
2019/06/05	00:00	-1.85m
2019/06/04	00:00	-1.85m
2019/06/03	00:00	-1.84m
2019/06/02	00:00	-1.85m
2019/06/01	00:00	-1.82m
2019/05/31	00:00	-1.84m
2019/05/30	00:00	-1.90m

情報収集手段：河川に関する情報について

「宮城県河川流域情報システム（MIRAI：ミライ）」で河川の情報をご覧できます。

宮城県河川流域情報システムは、県内の国・県で管理している河川やダムに関する情報について提供するシステムです。このシステムでは水位情報や雨量情報、注意報等が確認できます。現在は、パソコン版、スマートフォン版の2種類で県内の河川に関する情報を配信しています。



宮城県河川課 検索



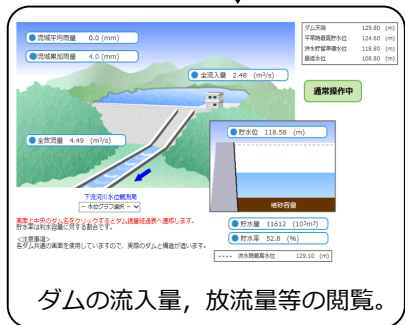
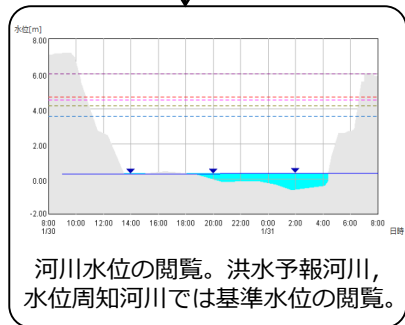
河川課ホームページから「関連リンク」へ



宮城県土木部総合情報システム
トップページ



河川流域情報システム
トップページ



宮城県では、令和2年9月より主要な河川の洪水予報や河川水位の情報をメールでお知らせする「MIRAIアラームメール」の配信を始めました。

宮城県 河川流域情報システム

トップ 概況図 雨量▼ 水位▼ ダム諸里▼ 河川予警報▼ 気象情報▼ カメラ画像

更新

全県

- 気仙沼地域
- 石巻地域
- 登米・東部栗原
- 東部大崎
- 東部仙台
- 西部栗原
- 西部大崎
- 西部仙台
- 西部仙南

大雨・洪水 注警報の発表があります。
注警報 【発表中】 市、柴田町、栗原市西部 [洪水注意報] 栗原市東部、仙台市東部、大川 詳細へ >>

基準雨量 時間雨量20mmまたは累加雨量50mmを超えた観測局があります。 08月29日16時10分
超過情報 【超過中】 区 岩ヶ崎、芳の平 詳細へ >>

基準水位 水防団待機水位（レベル1水位）を超えた観測局はありません。 08月29日16時10分
超過情報 詳細へ >>

ダム情報 洪水調節中のダムはありません。 08月29日16時10分 詳細へ >>

2020年08月28日 更新

お知らせ

(お知らせ)
河川流域情報が読みにくい場合、下記携帯（カラケー）用サイトをお試しください。
<https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/index.html>

(保守情報)

(お知らせ)
【重要】水難事故にご注意！
詳しくは下記URLからご覧ください
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/suinanjiko.html>

◎河川流域情報システム スマートフォンサイトについて
スマートフォン用のサイトは画面左下の「スマートフォン版サイト」をクリックして頂くか、下記URLからご覧下さい。
https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi_sp/

◎川の水位情報（危機管理型水位計）について

関連情報

- 観測局一覧表、位置図
- 用語・凡例解説

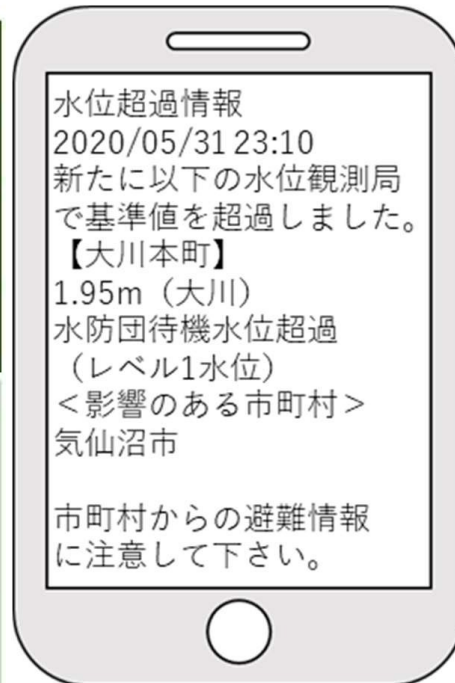
関連サイト

- スマートフォン版サイト
- MIRAIアラームメール（川の水位をメールでお知らせ）**
- 宮城県土木部総合情報システム
- 関係機関・リンク

本日の訪問者数： 281人
累計の訪問者数： 137394人

この情報は、無人観測局から送られてくるデータを観測後直ちにお知らせする目的で作られています。そのため観測機器の故障や通信異常等により、異常値がそのまま表示される可能性があります。ご利用の際にはご注意ください。

配信メールの例



情報収集手段：土砂災害に関する情報について

「宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI：ミツキ）」で砂防の情報を閲覧できます。

現況から3時間後までの土砂災害の発生危険度などを確認できます。

また、「土砂災害警戒メール配信」に登録すると、大雨注意報・警報・土砂災害警戒情報などの発表情報がメールで届きます。

（パソコン，スマートフォン，携帯電話（ガラケー）に対応）



宮城県土木部総合情報システム

提供システム一覧

河川流域情報 | **砂防情報** | 道路情報

お知らせ 2016年05月31日 更新

- ◆西荒井水位局の観測を開始しました。
- ◆平成28年4月から砂防情報の土砂災害警戒メール配信システムを

宮城県砂防総合情報システム
MIDSKI
Miyagi-sabo&Dosya・Saigai・Keikai-Information-System

現在の状況を確認する

土砂災害警戒情報

土砂災害に関する注意報・警報の発表状況をリアルタイムで確認できます。また、今後の警戒情報の予想を確認できます。

携帯電話でご覧になりたい方はこちら（スマートフォン以外）

もしもの時に備えて準備する

土砂災害警戒区域等確認マップ

土砂災害の恐れのある箇所を確認できます。

土砂災害警戒メール配信

土砂災害に関する注意報・警報の発表状況を、いち早くメールでお知らせします。

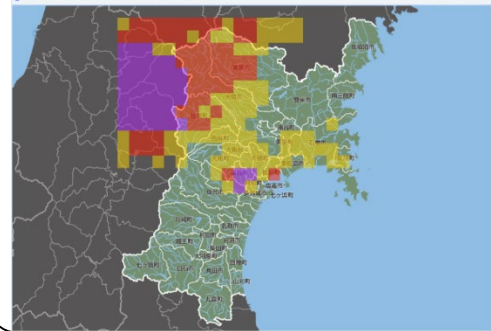
蔵王山ライブカメラ

蔵王山の現在の映像が確認できます。

発表情報・履歴 解析・予測履歴 土砂災害警戒判定メッシュ情報

2018年 08月 06日 02時00分

土砂災害警戒判定メッシュ情報 (全県)・現況



- 危険レベル**
 - 当該区域内の一部（又は全部）において、土砂災害発生危険度が非常に高まり、危険な状態。
 - 土砂災害警戒情報の発表対象となります。
- 警戒レベル**
 - 当該区域内の一部（又は全部）において、土砂災害発生危険度が高まり、警戒を要する状態。
 - 大雨警報の発表対象となります。
- 注意レベル**
 - 当該区域内の一部（又は全部）において、土砂災害発生危険度が高まり、注意を要する状態。
 - 大雨注意報の発表対象となります。

土砂災害警戒メール配信

メール登録いただくと、土砂災害に関する注意報・警報の発表状況をお知らせします。



下記アドレスもしくはQRコードに空メールを送信し登録してね！



touroku@doshasaigai.pref.miyagi.jp

情報収集手段：土砂災害に関する情報について

土砂災害警戒情報が発表されたら土砂災害警戒情報システムを確認して下さい！

宮城県土砂災害警戒情報システム

地域・市町村情報

大雨特別警報 土砂災害警戒情報 警報 注意報

発表情報・履歴 | 解析・予測雨量 | 土砂災害警戒判定メッシュ情報 | 2016年 05月 31日 11時33分

発表情報

大雨注意発表履歴

発表日時	発表内容	発表種別	発表地域	発表種別	発表地域	発表種別	発表地域	発表種別	発表地域	発表種別	発表地域	発表種別	発表地域	発表種別	発表地域	発表種別	発表地域	発表種別	発表地域	発表種別
2016/05/07 15:30																				
2016/05/07 20:38																				

土砂災害警戒判定メッシュ情報 (全県地図)

観測時間：2016年04月14日13時00分

現況 | 1時間後予測 | 2時間後予測 | 3時間後予測

—凡例—

- 危険レベル
- 警報レベル
- 注意レベル

施設のあるメッシュに着色（紫・赤・黄）があったら避難！

- ①各市町村名をクリックすると、メッシュ毎に解析・予測雨量等を確認することが出来ます。
- ②県内の注意報・警報の発表情報が確認できます。
- ③解析・予測雨量や土砂災害判定メッシュ情報の現況と1～3時間後までの変化を確認できます。

避難誘導（避難経路図の作成）

○施設利用者の命を守るための安全な避難場所、避難経路を決定する

事例集P15

①施設周辺の浸水想定区域・土砂災害警戒区域が記載された地図を用意

【避難経路図】
洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

指定緊急避難場所(2)「久慈東高等学校」
指定緊急避難場所(3)「天神堂公民館」
指定緊急避難場所(4)「寺里公民館」
指定緊急避難場所(1)「元気の泉」

避難経路①
避難経路②

②施設の位置をマーキング
③施設・施設周辺の水深を確認する
④安全な避難場所をさがす
⑤避難経路を記入

【浸水範囲】
内水浸水
アンダー
※浸水時

避難場所について
避難場所（1）→避難場所（2）（満員の理由で避難場所（1）が利用できない場合）
避難場所（1）まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所（3）、（4）に避難する。

避難場所（1）元気の泉までの避難経路について
・避難経路①を使用する。
・日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。

施設所在地	
避難場所	

作成のポイント

- ・ハザードマップを活用し施設周辺の水害・土砂災害の危険性を把握する。
- ・安全な避難場所・避難経路を決定する。

作成の手順

- ①ハザードマップ等、施設周辺の浸水想定区域・土砂災害警戒区域が記載された地図を用意する。
- ②ハザードマップ上で施設を探し印をつける。
- ③施設及びその周辺がどのくらいの被害を受けるか（浸水深，土砂の到達範囲等）確認する。
- ④安全な避難場所を探す。
→浸水想定区域・土砂災害警戒区域外の避難所
→避難者全員が収容できる規模
- ⑤避難場所までの経路に色を塗る。
→避難経路が浸水・土砂災害の危険性がある道ではないかにも気をつける

避難誘導（避難経路図の作成）

加美町の防災マップより、施設近隣の避難場所を確認しましょう！

避難所及び福祉避難所一覧（防災マップP18）

宮城県 加美町 かみまち

検索

ホーム 行政情報 暮らしの情報 事業者向け情報 東日本大震災情報 観光情報 学校情報

暮らしの情報

現在位置: ホーム > 暮らしの情報 > 防災 > お知らせ > 防災・災害に関する情報

防災・災害に関する情報

防災マップ

表紙 [1385KB jpgファイル]

1ページ [1851KB jpgファイル]

2ページ [2188KB jpgファイル]

3ページ [1644KB jpgファイル]

4ページ [1931KB jpgファイル]

5ページ [2172KB jpgファイル]

6ページ [1506KB jpgファイル]

7ページ [1790KB jpgファイル]

8ページ [1998KB jpgファイル]

9ページ [1976KB jpgファイル]

10ページ [1809KB jpgファイル]

11ページ [1697KB jpgファイル]

12ページ [1496KB jpgファイル]

13ページ [3076KB jpgファイル]

14ページ [3918KB jpgファイル]

15ページ [2080KB jpgファイル]

16ページ [2198KB jpgファイル]

17ページ [2181KB jpgファイル]

18ページ [2238KB jpgファイル]

加美町 防災マップ

～大切な命を守るために～

保存版

11 避難所について

12 避難所一覧

13 加美町全図①

14 加美町全図②

15 詳細図 NO. 1

16 詳細図 NO. 1

17 詳細図 NO. 2

18 詳細図 NO. 2

避難所一覧

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

No	施設名称	所在地	掲載頁	指定緊急避難場所	災害ごとの適否			指定避難所	補助避難所	特別公費負担施設
					水害	土砂災害	地震			
1	中新田小学校	字西田4-7-1	P41	●	-	○	○	○	-	○
2	中新田中学校	字一本杉12	P41	●	-	○	○	○	-	○
3	中新田保育所(所蔵)	字榎原27-5	P41	●	-	○	○	○	-	○
4	中新田公民館	字一本杉105	P41	-	-	-	-	-	-	-
5	さざくら公園	字西田一番33	P41	●	-	○	○	-	-	-
6	中新田体育館(駐車場)	字一本杉58	P41	●	-	○	○	-	-	-
7	中新田児童館	字大門176	P41	-	-	-	-	-	-	-
8	中新田高等学校	一本杉南28	P41	-	-	-	-	-	-	-
9	瑞穂小学校	四日市場字舟橋250	P48	●	-	○	○	-	-	-
10	瑞穂地区公民館	四日市場字舟橋243	P48	-	-	-	-	-	-	-
11	中新田交流センター	下野田字松本3	P48	●	-	○	○	-	-	-
12	タカノフーズ(株)東北工場	字榎原175-8	P42	●	-	○	○	-	-	-
13	広原小学校	上野塚字東北原12-1	P31/P41	●	○	○	○	-	-	○
14	広原地区公民館	上野塚字東北原12-1	P31/P41	-	-	-	-	-	○	○
15	旧上多田川小学校	上多田川字磐沢東1-1	P22	●	○	○	○	-	○	○
16	小野田運動場	字長峰133	P39	●	○	○	○	-	-	-
17	東小野田小学校	字南寺宿45	P39	●	○	○	○	-	-	-
18	小野田中学校	字中原23-41	P38/P39	●	○	○	○	-	-	○
19	鹿野小学校	字鹿野水堀3-1	P37	●	○	○	○	-	-	○
20	鹿野地区公民館(防衛センター)	字鹿野南原3-4	P37/P45	●	○	○	○	-	-	○
21	西小野田地区公民館	字上野田第2堂20	P37	●	○	○	○	-	-	○
22	西小野田小学校	字上野田高橋5	P37	●	○	○	○	-	-	○
23	小野田保健センター	字上野田第2堂20	P37	●	○	○	○	-	-	○
24	小野田池沢地区運動場	字池沢宿37	P34/P35	●	○	○	○	-	-	-
25	宮崎公民館	宮崎字屋敷7-45-1	P28	●	○	○	○	-	○	○
26	宮崎小学校	宮崎字屋敷1-6-2	P28	●	○	○	○	-	-	○
27	まちづくりセンター	宮崎字町38-1	P28	●	○	○	○	-	-	○
28	陶器の里スポーツ公園	宮崎字新土浦1	P28	●	○	○	○	-	-	○
29	宮崎中学校	緑沢字松葉野屋敷49	P28	●	○	○	○	-	-	○
30	旭地区公民館	宮崎字小原44-1	P18/P19/P26/P27	●	○	○	○	-	○	○
31	日進小学校	宮崎字旭21-1	P26	●	○	○	○	-	-	○
32	陶器の里温泉交流センター	宮崎字切込2-70	P18	-	-	-	-	-	-	-
33	賀美石地区公民館	高屋分崎字山畑25	P29/P39	●	○	○	○	-	-	○
34	賀美石小学校	高屋分崎字神明127	P39	●	○	○	○	-	-	○
35	旧大崎西原家畜市場	小泉字天神76-1	P39	●	○	○	○	-	-	-

【※】表記は、水害時2階以上が避難所となります。

避難所毎の災害リスクが確認できます

福祉避難所一覧

No	名称	住所	設置者	福祉避難所の説明と利用に関して
36	中新田福祉センター	加美町字町裏320	加美町	福祉避難所とは、災害時に指定避難所での生活が困難な高齢の方や障害をお持ちの方など特別な配慮を必要とする方(災害時要支援者)を受け入れるための避難所です。福祉避難所は災害の規模や規模などに応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用は出来ませんのでご注意ください。
37	小野田福祉センター	加美町字中原南112	加美町	
38	宮崎福祉センター	加美町宮崎字屋敷7番45-1	加美町	

避難誘導（避難誘導體制）

○施設利用者を安全な避難場所まで避難させるための体制、必要時間について検討する

様式P11

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合 解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

施設名	避難場所名称	移動距離	移動手段	移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名（高潮）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名（津波）	B神社	300 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

施設名	避難場所名称	移動距離	移動手段	移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名（内水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名（高潮）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名（津波）	D小学校（校舎2階以上）	350 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	

作成のポイント

誰が、誰を、どうやって避難させるかを決める

作成の手順

- ①避難先、避難経路の安全性を再度確認する。
- ②避難先までの移動距離と移動時間、移動手段を避難経路図をもとに設定する。

※留意事項

○移動手段等について

- ・搬送車を手配して移送する必要がある場合、**必要な台数が手配できるか**事前に確認する。
- ・**夜間の大雨等を想定して**移動手段を設定する。
- ・避難誘導にあたっては、独歩、護送（車椅子）、担送（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等資器材の活用を含めた検討が必要。

○体制について

- ・災害のおそれがある場合、担当職員の増員、入所者の家族の協力や福祉関係者の協力が得られるか事前に相談することが望ましい。

避難確保計画をもとに避難訓練を実施し、避難に必要な時間を確認することが望ましい。

避難確保を図るための施設の整備

○情報収集・伝達時、避難誘導時、避難所等への避難後において、事前に準備しておく資器材等を決定する。

様式P12

避難確保資器材一覧（例）

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
浸水を防ぐための対策	
	土のう、止水板、〇〇〇〇
土砂災害に対する避難を確保するための対策 [※]	
	自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇

作成の手順

- ①情報収集・伝達時、避難誘導時に必要な物（拡声器等）を整理する。
- ②避難所等への避難後における必要な物（水・食料等）を整理する。
- ③水害・土砂災害時に活用できる状態にあるか確認する。

消防法に基づく「非常災害計画」など、既にある計画の内容を活用してもOK

※留意事項

夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、停電時における火災誘導の際に使用する懐中電灯や予備電源等の資器材について検討し記載する。

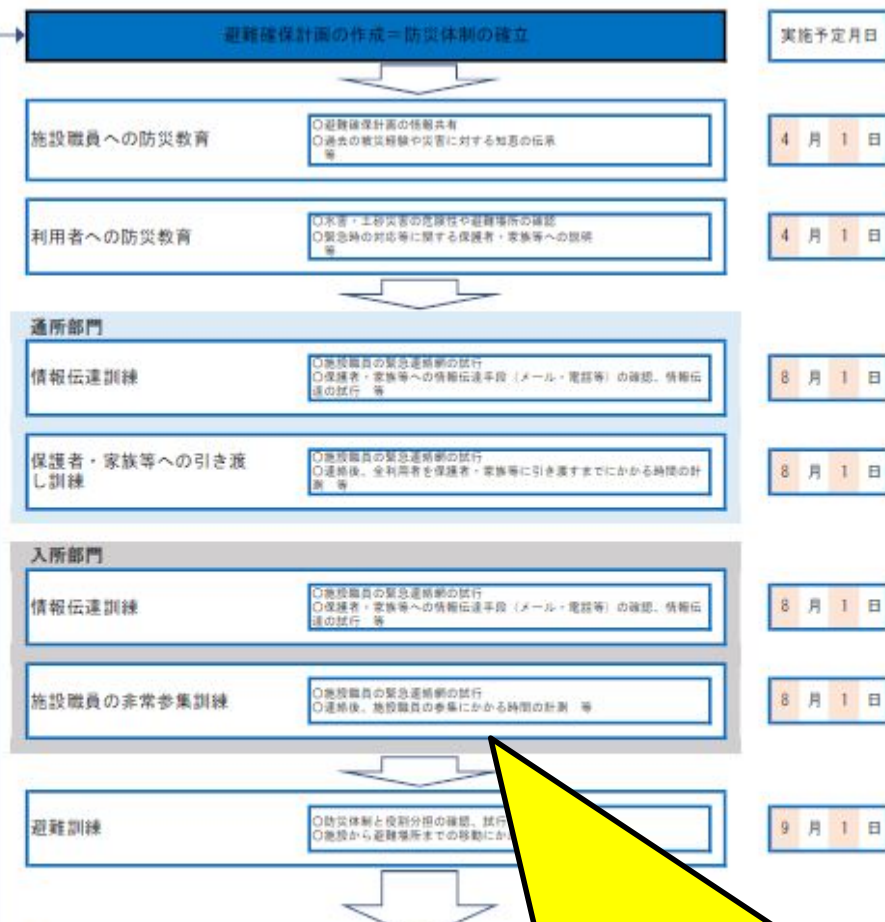
防災教育及び訓練の年間計画作成

○避難確保計画の内容について、従業員及び施設利用者間で共有するための防災教育、計画の実効性を高めるための訓練計画を決定する。

様式P14

作成の手順

- ①従業員及び施設利用者への防災教育の日程を決める。
- ②出水期前の防災訓練（情報伝達訓練・避難誘導訓練）の実施日を決める。
- ③訓練を踏まえた計画の更新時期を決める。



訓練方法の例

- 情報伝達訓練の例
洪水予報、土砂災害に関する情報をFAX等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を行う
- 避難誘導訓練の例
あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行う

消防法に基づく「非常災害計画」など既にある計画に追加してもOK

自衛水防組織の業務に関する事項（洪水・内水・高潮）

○水害による被害を最小限に抑えるため、従来の行政による水防活動だけでなく、各要配慮者利用施設における水防活動の取組も重要となっていることから、自衛水防組織の設置が努力義務となっている。

様式P13

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織活動要領

「自衛水防組織の編成」
 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
 (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
 (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
 4 自衛水防組織に、班を置く。
 (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
 (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
 (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

「自衛水防組織の運用」
 第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在任の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

「自衛水防組織の装備」
 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
 (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
 (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

「自衛水防組織の活動」
 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

記載例とする。

作成のポイント

- ①情報収集方法、活動組織体制、対策内容、訓練実施計画等を検討する。
- ②研修及び訓練計画を立てる。

様式P20

解説編 第1章1.3 (3)
 防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

記載例

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（施設長）（代行者 事務長）

	担当者	役割
総括・情報班	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5避難確保要員器材一覧に掲げるもの。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

※国交省HPより



消防計画に追記する例 ・ ・ 以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時・土砂災害時の避難」を追記
 消防計画の第1条（目的）に、水防法第15条の3第1項または土砂法第8条の2第1項に基づく円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加
 自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。
 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③災害時の防災体制の項目を追加
 「災害時の防災体制」の項目を追加し、災害時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④災害時の避難誘導の項目を追加
 「災害時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が水害時・土砂災害時と同一の場合、これを引用することでよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加
 気象情報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

⑥災害時に係る教育・訓練の項目を追加
 従業員への災害時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、災害時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)
 第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。
 また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)
 第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追加

(洪水時の活動)
 第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、…	情報伝達係、避難誘導係、…
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示（緊急）発令	施設全体の避難誘導、…	避難誘導係、…

項目を追加

(洪水時の避難誘導)
 第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
 (1) 避難場所・経路
 ・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
 ・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
 (2) 避難誘導方法
 ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
 ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする…等

項目を追加

(洪水に備えての準備品)
 第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

不足分を追加

(洪水対策に係る教育及び訓練)
 第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

項目を追加



4 避難確保計画の見直し



- 計画に基づいた防災教育・避難訓練の実施（年1回以上）
- 避難訓練を踏まえた避難確保計画の改訂
- 「自助」（施設単独）だけでなく「共助」（地域連携）の視点からの計画見直し

○避難誘導訓練の実施（多賀城市 H30）

市内での土砂災害発生を想定し、保育所に通所する乳幼児（要配慮者）を指定避難所まで避難誘導する訓練を実施。



保育士が要配慮者（乳幼児）を保育所から指定避難所までベビーカーで誘導

○情報伝達訓練の実施（岩沼市 R2）

市内で大雨警報が発令されたとの想定で、市防災部局と市内の土砂災害警戒区域内に立地する5つの要配慮者利用施設が連携し電話及びメールによる伝達訓練を実施。

避難訓練が災害時における適切な避難につながった事例

○令和元年東日本台風時における特別養護老人ホームの避難事例（埼玉県川越市）

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

【川越キングスガーデン】

- ・平成19年の出水を受けて防災マニュアルを作成
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の作成・提出（平成31年1月）

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃 重篤者の移動、避難のための準備を開始
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告



越辺川の破堤

13日 4時頃 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



【特別養護老人ホーム
川越キングスガーデン】

利用者100人

避難確保計画における「共助」の視点

要配慮者利用施設の利用者の避難で、マンパワー不足、避難に適した車両等の資機材の不足する場合は考えられる。要配慮者利用施設単独での避難が困難な場合は、系列組織や地域の企業等と避難支援や、福祉車両の提供等について連携することも選択肢の一つとなる。

○災害時等における福祉車両の提供に関する協定例（白石市）

白石市では、「災害時等における福祉車両等の提供に関する協定」を自動車（福祉車両）販売整備会社と締結している。この協定により、災害時等には市が窓口となり、介護施設などの要請を受け、同社が避難用に無償で福祉車両を貸与することとなっている。

【要配慮者利用施設と企業等の連携協定例（甲：要配慮者利用施設、乙：企業）】

目的	第1条	この協定は、災害時等において、社会福祉施設及び介護保険施設等で自力で避難することが困難な方の避難場所への移動の際、■■が不足した場合等において、乙が所有する■■の提供に関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。
協力内容	第2条	乙は、〇〇市町村内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲から福祉車両等提供の協力の要請があったときには、次の内容により協力するものとする。 （1）■■の提供 （2）その他甲が協力を要請する事項
協力要請	第3条	甲は、災害時等において、■■提供の必要があると判断した時は、乙に対して■■提供要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。
協力の実施	第4条	乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。
車両の提供方法	第5条	甲の要請により乙が甲に提供する■■の引き渡し場所は、甲が状況により指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

避難確保計画における「共助」の視点

○系列施設への避難事例（岡山県岡山市）

洪水浸水想定区域内に位置する「グループホーム メディフル藤田（岡山県岡山市）」では、非常災害計画において、洪水時の避難場所を系列組織である「医療法人よつば会ながい内科クリニック」としている。

平成30年7月豪雨の際には、非常災害計画に従って利用者27名全員と施設職員が系列施設へ避難した。

設備面、避難所での利用者のケア等の観点から、系列施設及び同種類施設を避難場所として設定した。

施設の概要・取組

<施設の概要>

- 平屋の建物に27名（メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

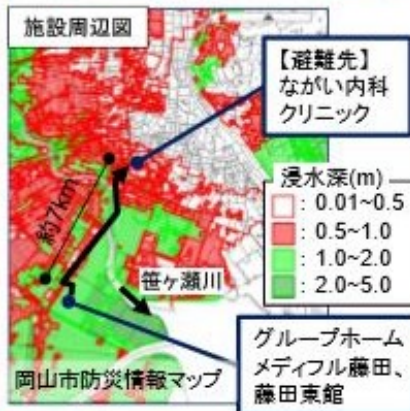
<施設の取組>

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。



※両施設とも、医療法人よつば会が運営

平成30年7月豪雨における避難の概要



【事前の周知】

大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

【配車表を活用】

計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。

避難の時系列

避難準備・高齢者等避難開始 発令
7月6日 6:10

避難開始
7月6日 9:30

避難完了
7月6日 12:00

避難指示 発令
7月6日 22:45

出典:国土交通省 避難確保計画作成の手引き(解説編)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/kaisetsu.pdf>

出典:国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/seikajirei.pdf>



ご静聴ありがとうございました。

